

健診等情報利活用ワーキンググループ

民間利活用作業班（第8回）

令和3年12月8日

於 飯田橋レインボービル2階2A会議室・Web会議併用

■出席者＊敬称略

(構成員(五十音順))

宇佐美伸治	公益社団法人 日本歯科医師会 常務理事
瓜生和久	独立行政法人 情報処理推進機構 セキュリティセンター長
落合孝文	渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 弁護士
鹿妻洋之	一般社団法人 保健医療福祉情報システム工業会 保健福祉システム部会 健康支援システム委員会 委員長
北岡有喜	社会医療法人 岡本病院(財団) 理事／京都岡本記念病院副院長 独立行政法人 国立病院機構京都医療センター 医療情報部 顧問
北村亮太	健康長寿産業連合会(前半のみ参加途中退席)
長島公之	公益社団法人 日本医師会 常任理事
中山健夫	京都大学大学院 医学研究科 社会健康医学系専攻 健康情報学分野 教授
光城元博	一般社団法人 電子情報技術産業協会 ヘルスケアIT研究副主査
諸岡歩	公益社団法人 日本栄養士会 理事
山本隆一(主査)	一般財団法人 医療情報システム開発センター 理事長
渡邊大記	公益社団法人 日本薬剤師会 常務理事

(オブザーバー)

デジタル庁 医療班

内閣府 健康・医療戦略推進事務局

文部科学省 健康教育・食育課

(事務局)

株式会社 NTT データ経営研究所

■議事内容

(事務局より資料3、資料4-1及び資料4-2の説明)

【山本主査】 ありがとうございました。ただいまの御説明に関しまして御質問がありましたら、よろしくお願ひいたします。

【長島構成員】 資料4-1のところで、下のほうの赤枠で「マイナポータルと民間P H R事業者のA P I連携開始（2021年度早期～）」とありますが、これは既に実績があるのでしょうか。ありましたら教えてください。

【松村室長】 厚労省でございます。今のところ、指針に基づくチェックリストに基づいて、実績として連携を開始されているものではないと承知しております。今まさにデジタル庁の皆様、あとは3省で一緒になって、こういった申請が上がってきているものの審査に当たっている段階と承知しております。

【飯村企画官】 経済産業省です。

一部の自治体ですか一部の企業は、予防接種履歴に関してはもう始めているところがございます。ただ、新たにこの指針ができた後に、指針に基づくチェックリストに基づいて実際に開始したところがまだないということでございますので、少し、補足させていただきました。

(事務局より資料5、6、7について説明)

【山本主査】 ありがとうございました。ただいまの御説明に関しまして御質問、御意見がありましたら、よろしくお願ひをいたします。

【長島構成員】 まず、民間事業者向けのヒアリングにおいて、せっかく作った基本的指針とあとチェックシートがありますので、ぜひチェックシートを実際に実行していただいて、そこで特にこういうところに課題が出やすいとか、何か問題だというようなチェックシートの実用性とか、そういうところをヒアリングしていただければと思います。

次に、特にリコメンド機能などを持たせた場合に、薬機法の対象になるのか。プログラム医療機器等、薬機法の対象になるのかということは、非常に心配なところかと思います。その点では、PMDAがそのようなことに対する相談窓口を設置しておりますけれども、そのようなものを知っているのかどうかとか、あるいは、そのような困ったときに、行政側に

何か相談に乗ってほしいことは何なのかというようなこと、これもお聞きになると良いのではないでしょうか。

それから、医師向けというところですと、あまりに I T に詳しい方ばかりですと、結構、逆に見落としもあるというところで、ここの診療所の中に、糖尿病の治療を専門としているという方が 3 名加わっておりますけれども、I T には詳しくないけれども ライフログ等を有効に活用している方の御意見というのも、非常に重要なかと思います。

【藤井室長】 総務省です。先ほどの御指摘につきましてはすけれども、まずチェックリストにつきましては御指摘どおりかと思いますので、もちろん今回、ヒアリングの内容でチェックリストについても聞く予定ですけれども、実際、事業者の方にヒアリングを打診する際に、チェックリストを作つておられるのか、おられないのかお聞きします。作つておられる場合には、実際に作られてみて、どこか書きにくい場所はなかったのかどうかといったようなことをお尋ねいたしますし、まだ作られていないという方に対しては、この際ですので、できる範囲で構いませんので、取りあえず書いてみていただけませんかと。書いてみていたいた上で、また何か書きにくい場所とか、そういったものはないのかといったことについては、お尋ねできればと考えているところでございます。

また、リコメンドにつきましては、御指摘の内容につきましても、併せてヒアリングの際にお尋ねできればなと考えているところでございます。

あと、医師向けのヒアリングにつきましては、せんたつて事前にお話をさせていただいたときも、そのような御指摘をいただきましたので、今いろいろ御推薦を依頼中と書かせていただいておりますけれども、御推薦いただいた医師の方へもヒアリングを行いたいと思っているところでございます。

【宇佐美構成員】 資料の 5、6、7 に共通してですが、この中を見て、P H R の事業者等に歯科関係が事業者としてリストアップされているか、または、事業者のほうで歯科関係のものを扱つていらっしゃる事業者があるのか、その辺が、大変対応が遅れているという認識がございますので、ぜひその辺を網羅していただきたい。事業者のアンケートにも歯科というものを入れていただいて、ほかのデータヘルス集中改革プランに関しましては、全部医師・歯科医師ということでやつていただいておりますので、ここだけが歯科医師が抜けておりますので、ぜひ総務省の方、やっていただきたい。

ヒアリングのほうも、医師・歯科医師ということで、歯科医師を 1 名、また病院等も、何とか入れていただければと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

【NTTデータ経営研究所（米澤）】 事務局から補足させていただきます。御指摘ありがとうございます。まず、歯科の事業者様につきまして、アンケートの中に含めさせていただきました。御指摘いただいたとおりで含めさせていただきました。

また、ヒアリング先の先生にも、歯科医の先生を入れさせていただいております。病院・大学のところの一番下の欄になるのですけれども、一旦入れさせていただいておりますが、また先生から何か御推薦がございましたら、おっしゃっていただければ幸いでございます。

【中山構成員】 先ほども御指摘がありましたチェックリストのことですけれども、ヒアリングだけではなくて、もし可能であれば、アンケート調査のほうでも聞かれるのがいいかなと思いました。300社に調査をするということで、まだ使われているかどうかよりも、知られているかどうかということが大事なような気もしますので、情報提供の場として、何か調査がうまく活用できればと思います。可能であれば御検討ください。

【渡邊構成員】 今回のこのヒアリング等についてなんですけれども、3番のところ、先ほど医師向けにということがありましたが、これは診療現場における、今回は医師向けのヒアリングと理解をしていますので、もし投薬等、服薬管理等の中でも、このようなPHR絡み部分に関して聞き取りがある場合は、また薬剤師はじめ、そのほかの職種への聞き取りもお願いしたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

【山本主査】 ありがとうございます。取りあえず今回は、診療現場ということですよね。

【藤井室長】 そのとおりでございます。

【落合構成員】 もう既にほぼ網羅的にまとめていただいているので、あまり追加する項目はないのですが、1つ、前回調査したときに、EHRとの組合せというのが何かあったようと思っておりまして、それによって、何か回答の傾向がやや違ってくる可能性があるとは思っていますので、そこのEHRとの連携の点については、明確に質問項目に入れておいていただいたほうがいいのかなとは思いましたので、御検討いただけますと幸いです。

【山本主査】 ありがとうございます。これも大事な視点ですよ。可能であれば、組み込んでいくようにしたいと思います。

【藤井室長】 検討させていただきます。ありがとうございます。

【山本主査】 ほか、いかがでしょうか。

それでは、非常に貴重な意見をたくさんありがとうございました。できる範囲ですけれども、反映をさせて調査に入っていきたいと思います。

それでは、続いて、議事（3）民間PHR事業者団体の設立に向けた調整状況についてに

移ります。

資料8について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局より資料8について説明)

【山本主査】 ありがとうございます。ただいまの説明に関して御質問、御意見がございましたら、よろしくお願ひいたします。

【長島構成員】 この民間PHR事業者団体をしっかりとついていただいて、自主的に様々なところを環境整備していただくことは非常に重要なと思いますが、それには、できるだけ広い範囲へ声をかけて、なるべく多くのところに話を聞いていただく必要があると思いますが、今後はどのような方向性で進められるのか、教えていただければ幸いです。

【飯村企画官】 ありがとうございます。今後、より多くの会社とのヒアリング等を通じまして、この団体への参加の呼びかけをしたいと思っています。それから、先ほど紹介させていただきましたアンケートにおいても、この業界団体への期待等についてお聞きする予定でございまして、アンケートを通じても、この団体づくりということがあることを周知させていただきまして、広く参加を呼びかけたいと思っております。

今後、またこの7社を中心に、団体の設立に向けた話し合い、意見交換を進めさせていただきまして、ある程度合意が得られた段階で、設立に向けた外向けの動きみたいなものも始めていきたいなと思っています。時期に関しては明確なことは言えませんけれども、来年の夏ぐらいまでには、何らかの形で団体のできることが見えるようになればいいかなと考えております。

【山本主査】 よろしいでしょうか。それでは、また後で、御意見がございましたら言っていただいても結構ですので、続いて、議事の（4）個人情報保護法改正を踏まえた基本的指針の見直しについてに移ります。

(事務局より資料9—1、9—2について説明)

【山本主査】 ありがとうございました。ただいまの御説明に関して御質問、御意見がありましたら、よろしくお願ひいたします。

【渡邊構成員】 1点、海外におけるデータの持ち方のところだけ、今回の改正に基づい

て資料の9－2のスライドの15ページにもあるかと思いますが、本人の取得同意時の情報の提供の仕方ですけれども、何か紙にさっと書いてあるところに同意を得るとかだけじゃなくて、海外で今後データが活用されるという、非常にリスクをはらんでいる部分かと思いますので、この同意の取得時の説明というのだけしっかりとしていただける、その上で納得して利用者の方にサインをいただける、同意をいただけるというところだけ、しっかりとクリアをいただきたいなと思いますので、よろしくお願ひ申し上げます。

【飯村企画官】 御指摘ありがとうございます。今の御指摘は、資料の9－2の15ページに、今回の個情法の改正に伴います外国への提供についての取扱いの事項が書いております。この資料9－2の15ページのところで、改正後とありますけれども、本人からの同意を取得するときに、相手先の国名ですとか相手先の個人情報保護制度、こういったものを説明した上で同意を取るということが、個情法で義務づけられておりますので、しっかりとこの法律を守っていただくということを指針でも書いて、チェックリストもまた設けさせていただいて、遵守を求めていきたいと思います。

【落合構成員】 すみません、今、委員から御質問あった点について補足させていただきますと、そういう説明をすることというのが法律上の義務として整備されているほかに、個人情報保護委員会において、特に移転をすることが考えられるような国々について、法制度の調査をやられていまして、そちらのレポートも出るということになっていますので、その内容も踏まえて基本的に説明をされるということになるだろうと思いますので、そういったところも、何といいますか、実際に指針に書くときには、個人情報保護委員会のレポートも参照してくださいとか、そういうのを書いておいたほうが、適切な説明が図られるかも、高まるかもしれませんので、ただ、それはもう既に準備はされていると認識しておりますので、一応そこだけ補足させていただきます。

【山本主査】 ありがとうございます。レポートが出れば、当然、参考することでいいかと思いますけれども良いかと思います。

【鹿妻構成員】 個人情報保護法改正に合わせての確認となります、リコメンド許可をつくられるときに、今後、秘密計算とかの方式を用いて複数のデータをつなぎながらという方々が出てくることが、予想されております。その場合、個情法上では、匿名情報として読まれるのか、仮名情報として読まれるのか、そのあたりについても、今後、何らかのガイドとかを出される際に触れていただければ幸いと考えます。

【山本主査】 結構難しい問題ですね。今までの政府の扱い方からいうと、秘密分散は扱

ってこなかつたと思う。だから、どう扱われるかというのはまだ分からぬですが、暗号ではないですかね。暗号の場合は仮名になるわけですけれども、これは、いろんな人に聞いてみないと分からぬです。

【飯村企画官】 指針に書くかどうかはさておき、個情委とも相談させていただいて、Q Aとかで示せないかぐらいは考えさせていただきたいと思います。

【山本主査】 ありがとうございます。PHRの場合、複数のPHR事業者さんが共同利用して、それを仮名加工情報で分析するというのは、多分ありそうなストーリーですよね。ですから、そういうストーリーの下で、ちょっと状況を机上でいいから列挙して、その対応を考えておいたほうがいいかもしれません。令和3年改正は、結構条文が変わります。だから、参照条文が書いてあると、多少の影響が出てくる可能性があります。

では、大体このような方針で、ガイドライン改訂の検討を進めていくということにさせていただきたいと思います。もし後で気づかれたら、また最後のほうで意見を言っていただきても結構でございます。

それでは、最後に議事（5）に進みたいと思います。今後のスケジュールについてに移ります。

資料10について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局より、資料10について説明)

【山本主査】 ありがとうございます。スケジュールに関しまして、御質問ございますでしょうか。第9回は、多分することがたくさんあると思います。次回のこの会議は、皆さんのお見を活発に伺いたいと思います。

それでは、一応今日御審議いただく項目は以上ですけれども、全体を通じて、PHR全般に関してでも結構ですので、御意見、あるいは御質問がありましたら、よろしくお願いいたします。

民間PHR事業者団体の設立というのが、一応来年の夏を目途にということで、これが多分、非常に重要で、ここで、基本的指針以外に、本来は自主的であろうと何であろうと決めるべきことを、議論していただかないといけない。そういう意味では、できるだけ早く形になっていただいて、これ、もしもこの民間の事業者団体でできなかつたら、ある程度また我々のほうでやらないといけないことにもなりますので、そういう意味では、これをできる

だけ形になるように、大変でしょうけれども御努力をいただければと思います。

【稻邑課長】 タイミングとしては、先ほど飯村から申し上げたように、今まさに整備をしながらメンバーを募っていくプロセスなので、夏の段階ではしっかりと何か一般社団法人何とかというのができる、そこにお金も人も含めて手当てできるかというと、それよりは少し多分、何というか、団体自体ががっちり新しいものができるとしたら、特にもう少し時間は、ロジスティクスの観点からかかるか。片方で、ある程度議論しながら、こういったことについてつくっていこうというのを確定的な形で決めるのを、来年の夏ぐらいまでというような形で考えているところでございます。

【山本主査】 ありがとうございます。

構成員の先生方から、御発言ございませんでしょうか。

【中山構成員】 今のは確かに事業者の集まりで、自主的なルールをきちんと決めていっていただけるような体制が本当に望ましいと思うのですけれど、この場合、11月24日の事業者との意見交換会で参加されたのが7社ということが、ある意味では少し少ないのでと思ったのですけど、これは何か理由があることでしょうか。もっと潜在的には多くのところが参加していただいても、いいかなと思いましたが。

【稻邑課長】 そういう意味では、コミュニケーションはもっと多くの会社としていますが、例えば30社集まって2時間で議論できるかというと、自己紹介だけで終わってしまうので、そういう意味では、それぞれの業界をよく分かっているところ1事業者と、少し突っ込んだ議論をしながら、それをより広い、もっと多くの事業者と共有しながら進めていくという、そういう分けた形でやっているということでございます。

【山本主査】 多分、このアンケート及びヒアリングで、それなりに積極的になってくださる個社、それぞれの会社が大分明らかになってくるので、それなりに進むのではないかと思っております。

ほか、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、本日はどうもありがとうございました。それでは、これでこの会議を終わりたいと思います。活発な御議論、ありがとうございます。今日いただいた御意見を基に、アンケート、ヒアリング等を若干モディファイして進めてまいりたいと思います。

それから、指針の改訂に関しても作業を進めてまいりますので、次回の検討会ではよろしく御審議をお願いいたします。

本日はありがとうございました。これで終わりたいと思います。

— 了 —